

調査報告

沖縄県における株式会社および有限会社の法的実態調査（下）

The Legal Research on the Actual State of Stock Corporations
and Private Companies in Okinawa(2)

山城 将美
脇阪 明紀

IV 有限会社に対する質問事項（選択肢省略）（承前）

- ① 貴社の営む業種は、次のどれに属しますか。
- ② 貴社が設立されたのはいつですか。
- ③ 貴社の前身は、次のうちどれですか。
- ④ 貴社の資本金額はいくらですか。
- ⑤ 貴社の従業員は何名ですか。
- ⑥ 貴社の社員は何名ですか。
- ⑦ 貴社には名義上の社員がいますか。いる場合には、そのおよその持分割合をお答え下さい。
- ⑧ 貴社の持ち分の（他人名義で有する場合を含めて実質的な）所有割合はどのようにになっていますか。
- ⑨ 貴社の出資一口の金額はいくらですか。
- ⑩ 貴社の取締役は何名ですか。その内、使用人を兼務している取締役がおられますか。
- ⑪ 貴社では、監査役をおいていますか。
- ⑫ 貴社では、代表取締役制度を定めていますか。定めていない場合、その選任方法についてお答え下さい。
- ⑬ 貴社では、共同代表取締役を定めていますか。

- ⑯ 貴社の社員総会についてお答え下さい。
- ⑰ 貴社における取締役の選任方法についてお答え下さい。
- ⑱ 貴社では、過去において社員による社員総会招集の請求がなされたことがありますか。
- ⑲ 貴社では、決算書類を誰が作成しますか。
- ⑳ 貴社では、計算書類および附属明細書ならびに監査報告書（監査の置かれている場合）を本店に備えおいてありますか。
- ㉑ 貴社では、過去において増資したことがありますか。
- ㉒ 貴社では法的紛争に備えてどのように対処していますか。

V 分析

問1 貴社の営む業種は次のどれに属しますか。

この間に対する回答は、第1表のとおりである。産業別構成比は、第1次産業0%，第2次産業34.7%，第3次産業62.4%となっており、株式会社の場合とほとんど同率である。

第2次産業の中で建設業が多いのも同様であるが、製造業が前回89年調査時の6.1%から13.6%と2倍強に増加している。

問2 貴社の設立されたのはいつですか。

第2表は、県内有限会社の社齡と設立年代をみるものである。この表からも明らかなように、県内の有限会社のほとんどは戦後設立されており、そのうち82.3%にあたる176社は復帰後に設立されている。さらに、34.6%にあたる74社は、最低資本金額が300万円に引き上げられた平成2年の商法改正後に設立されている。

問3 貴社の前身は次のうちどれですか。

第3表によれば、62.6%と個人企業からの有限会社成りが圧倒的に多く、次いで合名・合資会社を合わせた5.1%，株式会社3.7%の順となっている。

このことは、零細個人企業が法人成りをする場合には、有限会社形態を選択する傾向があることを示していよう。ただ、不明と回答した会社が54社（25%）もある

のは、理解しがたいものがある。

問4 貴社の資本金はいくらですか。

今回調査分の有限会社の資本金分布は第4表のとおりである。平成2年改正商法は、有限会社の最低資本金を300万円以上に引き上げたが、最も多いのは300万円～400万円の会社が61社（28%）、次いで500万円～600万円の会社が35社（16%）の順となっている。なお、1000万円以上の会社も72社（35%）存在する。なお、資本金300万円未満の会社がいまだに存在する（19社／9%）のは問題であり、早期の是正（増資をするか合名会社や合資会社への組織変更）がのぞまれる（経過措置期間はすでに終了している）。

問5 貴社の従業員は何名ですか。

これは、沖縄県の有限会社がどの程度の従業員を雇用しているのかを見るための設問である。第5表によれば、63.6%の会社が、10名以内の従業員を雇用していることが分る。また、同表は、当然のことながら、会社の規模が大きいほど多くの従業員を雇用していることを示している。

問6 貴社の社員は何名ですか。

有限会社の社員数は50人に制限されているが（有8条1項）、第6-1表によれば、この上限に近い社員数を有する会社は皆無である。しかし、10人以上20人未満の会社は24社（11%）、20人以上の会社も1社（0.5%）ながら存在する。しかし、社員数2人以下の会社が、実に全体の47.6%（99社）とほぼ半数を占めている。また、一人有限会社は、前回89年調査時においては7社（5.8%）であったものが、今回は33社（15.4%）と大幅に増加している。これは、平成2年改正商法で一人会社が法認された結果である。

第6-2表は、これらの株主中の法人株主の割合をみたものである。ほぼ6割近い57%の会社で法人株主のいることが分る。

問7 貴社には名義上の社員がいますか。いる場合には、そのおよその持分割合を

お答え下さい。

実質は個人企業でありながら形式上法人成りした有限会社では、一般に他人名義で持分を保有する場合が多いといわれる。今回の調査で名義上の社員がいると回答した会社は、45社（全体の21.0%）あり、前回89年調査時の22社を2倍近く上回っている。

ただし、名義上の社員がいると回答した会社のうち7社は、最低資本金が300万円未満となっている。

問8 貴社の持分の（他人名義で有する場合を含めて実質的な）所有割合はどのようになっていますか。

第8-1表によれば、約75%（161社）の会社において社長が過半数の持分を保有しており、このうちさらに17.3%（37社）の会社において社長が100%の持分を保有している。一方、社長が全く持分を有しない会社も9社（4.2%）ある。

第8-2表は、社長以外の役員の持分保有の割合をしたものである。役員が過半数の持分を保有する会社の割合は15.4%（33社）である。逆に、持分保有0%の会社が39.3%（84社）もあり、これに第8-1表における持分保有0%の社長の分4.2%（9社）を合わせると、43.5%（93社）となる。このことは、有限会社においても結構、資本と経営の分離現象が認められることを示している、といえよう。

第8-3表は、会社の創立者およびその家族の持分保有の割合をしたものであるが、約7割（68.7%）の会社で全く保有していないことを示している。一方、これらの者が過半数の持分を保有する会社の割合は9.8%（21社）となっており、約5分の1の会社は依然として同族的経営を行っていることがうかがえる。

第8-4表は、銀行などを含む他の会社の持分保有の割合をしたものである。他の会社による持分の保有0%の会社が91.6%（196社）にも達しており、沖縄県における有限会社のほとんどは、他の会社の支配を受けない独立的な経営状況にあるといえよう。

なお、その持分の100%を他の会社に保有されている完全な子会社としての有限会社も、4社（1.9%）存在している。

第8-5表は、従業員の持分比率を示しているが、92.5%（198社）の有限会社

沖縄県における株式会社および有限会社の法的実態調査（下）（山城・脇阪）

において従業員による持分の保有がなされていない。

第8－6表は、有限会社の社長や役員、創立者およびその家族、法人、従業員などを除いた「一般個人の持分保有者」による持分保有の割合をみたものである。約1割の会社でこの種の社員がいることを示している。

問9 貴社の出資一口の金額はいくらですか。

平成13年改正商法により、従来の出資一口の金額5万円以上の要件が撤廃されるに到った（有10条）。

ちなみに、第9表によれば、出資一口の金額が5万円以上の有限会社は、109社（51.0%）にのぼっており、前回89年調査時の19社を大幅に上回っている。

問10 貴社の取締役は何名ですか。その内、使用人を兼務している取締役がおられますか。

有限会社においては、取締役の員数は1人または数人となっている（有25条）。取締役が数人あるときは、定款に別段の定めがない限り、会社の業務執行は取締役の過半数をもって決定するものとされている（有26条）。

第10－1表は、取締役の員数を示しているが、1人の会社が46社（21.5%）、2人の会社が159社（74.3%）、合計205社（95.8%）となっている。なお、取締役がまったく置かれていらない会社が5社（2.3%）、不明の会社が4社（1.8%）、合計9社（4.1%）あるのは理解に苦しむところである。

第10－2表は、使用人兼務の取締役の割合を示すものである。使用人兼務取締役を置いている会社は、93社（43.5%）あるが、前回89年調査時に比べて4倍近くに増加している。

問11 貴社では監査役を置いていますか。

有限会社においては、監査役は任意機関とされているが（有33条1項）、第11表は、会社の規模にかかわりなく49社（22.9%）の会社が監査役を置いていることを示している。逆に言えば、約8割弱の会社では監査役を置いていないということでもある。資本金5000万円以上の会社（1社）が、監査役を置いていない旨回答し

ているが、立法論としては、有限会社の監査役を常設機関とすべきであるとする論が強い。

問12 貴社では代表取締役制度を定めていますか。定めていない場合、その選任方法についてお答え下さい。

有限会社の取締役は、一人でも数人の場合でも全員が代表権を有するのが原則である。そして、とくに社員総会の決議もしくは定款の規定に基づいて取締役の互選により代表取締役が選任された場合に限って、他の取締役に代表権がないものと定められている（有27条）。

第12表は、代表取締役設置の有無とその選任方法についてみたものである。代表取締役を置いている会社は145社（67.8%）あり、そのうち58社（27.1%）が社員総会の決議により代表取締役を選任し、87社（40.7%）が定款の規定に基づいてこれを選任していることが分る。約4分の1弱の会社では、特に選任方法を定めていない。

問13 貴社では共同代表制度を定めていますか。

有限会社の場合においても、株式会社の場合（商261条2項）と同じく、共同代表制度を採用することができる（有27条3項）。

第13表は、共同代表制度の有無を見るものである。共同代表制度を採用していると回答した会社は10社（4.7%）あり、前回89年調査時の6社（4.5%）とほとんど変わっていない。

問14 貴社の社員総会についてお答えください。

第14表は、社員総会の開催の有無についてみるものであり、開催している会社については定期性の有無について、開催していない会社については書面決議によるのか、まったく決議を行なわないのかなどを示している。

定期開催をしている会社が30社（14.0%）、不定期開催をしている会社が102社（47.7%）あったのに対して、書面決議さえしていない会社が44社（20.6%）もあり、これは前回89年調査時の15社（11.9%）を大きく上回っている。

問15 貴社における取締役の選任方法についてお答え下さい。

有限会社の取締役は、社員総会においてこれを選任する（有32条、商254条1項）。ただし、会社設立当時の取締役は、直接、定款で定めることができ、定款でこれを定めないとときに限って会社成立前に社員総会を開いて取締役を選任しなければならないものとされている（有11条1項）。

第15表は、有限会社の取締役の選任方法をみるものである。社員総会での選任が41社（19.2%）、取締役の協議による選任が80社（37.4%）、親会社による選任が2社（0.9%）となっているが、83社（38.8%）もの会社において、取締役の選任経験がないとの回答がなされている。このことは、定款または会社設立前の社員総会で取締役を選任して以後、経営陣にまったく変化がなく、従来どおりの経営方針に基づいて会社の経営が行なわれていることを示すものであろう。

問16 貴社では、過去において社員による社員総会招集の請求がなされたことがありますか。

第16表は、過去における社員による社員総会の招集の有無をみるものである。有限会社法37条は、少数社員権の行使を保障するものであるが、社員による社員総会招集があると回答した会社は16社（7.5%）であった。これは、前回89年調査時の6社（4.5%）に比較すると若干増加している。

問17 貴社では、決算書類を誰が作成しますか。

第17表は、計算書類の作成に関しては、168社（78.5%）とほとんどの会社が税理士に依存していることを示している。

前回89年調査時の92.3%より大幅に減少しているが、前回調査は多くの税理士事務所の協力を得て行われたという事情を反映したもので、今回の数値の方がより実態に近いと思われる。

問18 貴社では、計算書類および附属明細書ならびに監査報告書（監査役の置かれている場合）を本店に備えおいてありますか。

有限会社法43条ノ21項は、計算書類・附属明細書・監査報告書を本店に備置かねばならないと定めている。

第18表によれば、155社（72.4%）がこれらの書類を備えていると回答し、37社（17.3%）が備えていないと回答している。

問19 貴社では、過去において増資をしたことがありますか。

有限会社法では、資本の総額は定款の絶対的記載事項とされているので（有6条3号）、有限会社が増資を行なうためには社員総会の特別決議による定款変更が必要となる。

第19表は、過去に増資をしたことがあると回答した会社が63社（29.5%）、回数は1回が50社、2回が8社、3回が4社、4回が1社であることを示している。前回89年調査時に増資を経験した会社が14社（10.6%）にすぎなかつことと比較すると、企業金融の一方法としての増資が活用されるようになったと評価できるのではなかろうか。

問20 貴社では法的紛争に備えてどのように対処していますか。

第20表は、法的紛争に備えていかなる対策がとられているかを見るものである。法的紛争に備えて何らかの対応をしている会社は29社（13.5%）あり、そのうち26社（12.1%）が顧問弁護士を置き、3社（1.4%）が専門部署を設置している。

VI 総評

以上の実態調査は、次のように総括できよう。

(1) 今回の調査の実施にあたっては、多くの経済団体などの協賛が得られた結果、アンケートに回答を寄せていただいた企業数は、株式会社415社（回収率27.8%）、有限会社219社（回収率20.1%）、合計634社の多数に達した。

(2) 1988年に沖縄国際大学企業法研究会の名のもとになされた調査があるが、今回の調査においても可能な限りこの88年調査と質問項目を同じにして15年間の経過のもとで沖縄企業がいかように変容しつつあるかをみることにした。しかし、結果的には、特に際立った変化は認められなかった。

沖縄県における株式会社および有限会社の法的実態調査（下）（山城・脇阪）

(3) 十分予測しうることではあったが、沖縄県内企業の大半は閉鎖的小な中小零細企業であることが判明した。こうした企業では、株主総会や取締役会の不開催、株券の不発行、登記のけ怠など、商法の規定を遵守しない傾向がある。

(4) 商法上、株券の券面額は、通常は50円（昭和25年以前の会社）、500円（昭和56年以前の会社）、50000円のいずれかであるべきである。ところが、305円（旧1ドル）、1525円（旧5ドル）、2135円（旧7ドル）、3050円（旧10ドル）など、変則的な券面額にみられるように、県内においては、依然として復帰前の影を引きずっている企業が散見される。これは、昭和47年の復帰の際、1ドルを当時の交換レート、1ドル対305円で換算したことによる（「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」にもとづく「沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の特別措置に関する政令」第12条（会社等に関する経過措置）参照）。したがって、こうした変則額面にも一応の法的根拠があって違法というわけではないが、株式流通の促進という観点からは決して好ましいことではなく、早期の是正が望まれる。

(5) 今回の調査によって、沖縄県内企業の法的実態をある程度把握できた。法政研としてはこの調査結果を踏まえて、今後県内企業への適切な提言などをしていくのではないかと考える。

(完)

第1表

問1 業種分布

産業別業種 資本金階層	第一次産業		第二次産業		第三次産業							不明	合計
	農林 水産業	鉱業	建設業	製造業	卸・ 小売業	金融・ 保険	不動産	運輸・ 通信	電気・ ガス等	サ ー ビ ス	その他		
300万未満			6	1	6		3			1	1		18
300万～ 400万未満			8	6	15		3	2	1	18	4	4	61
400万～ 500万未満				3	1					1	2		7
500万～ 600万未満			4	3	16		2		1	5	4		35
600万～ 700万未満				2	1					1	1		5
700万～ 800万未満			1	1									2
800万～ 900万未満			1	1	4					1	3	1	11
900万～ 1000万未満			1	1									2
1000万～ 1500万未満			10	6	15		1		3	1	6	1	43
1500万～ 2000万未満			2	1	2		1			1	1		8
2000万～ 3000万未満			7	2	2		1			1	1		14
3000万～ 4000万未満			3	1	1								5
4000万～ 5000万未満			1	1									2
5000万以上		1											1
計	0	1	44	29	63	0	11	2	5	30	23	6	214
比率 (%)	0.0	0.5	20.6	13.6	29.4	0.0	5.1	0.9	2.3	14.0	10.7	2.8	100.0

沖縄県における株式会社および有限会社の法的実態調査（下）（山城・脇阪）

第2表 問2 設立年代 [会社数 (%)]

設立年代 資本金階層	戦前	昭和20 ~25年	昭和26 ~30年	昭和31 ~35年	昭和36 ~40年	昭和41 ~45年	昭和46 ~50年	昭和51 ~55年	昭和56 ~60年	昭和61 ~平成 2年	平成3 ~7年	平成8 年以降	不明	合計
300万未満						1	2	4	6	6				19
300万～ 400万未満		1			1	4	1	2	2	3	23	22	2	61
400万～ 500万未満				1		1				1	1	3		7
500万～ 600万未満		1		1			1	5	1	15	4	3	4	35
600万～ 700万未満					1				2			2		5
700万～ 800万未満						1					1			2
800万～ 900万未満							1	1	6	1		2		11
900万～ 1000万未満						1					1			2
1000万～ 1500万未満	1	1	1		1	2	4	3	7	10	7	2	3	42
1500万～ 2000万未満										3	3		2	8
2000万～ 3000万未満	1		1	1	1		3	1	2	2	1		1	14
3000万～ 4000万未満					1	1					2		1	5
4000万～ 5000万未満										1	1			2
5000万以上						1								1
計	2	3	2	3	5	12	12	18	28	44	38	36	11	214
比率 (%)	0.9	1.4	0.9	1.4	2.3	5.6	5.6	8.4	13.1	20.6	17.8	16.8	5.1	100.0

第3表

問3 会社の前身

前身 資本金階層	個人企業	合名会社	合資会社	新規設立	株式会社	不明	合計
300万未満	10	1	1	1		6	19
300万～400万未満	35	1	1	1	4	19	61
400万～500万未満	5					2	7
500万～600万未満	23		1	1		10	35
600万～700万未満	4		1				5
700万～800万未満	2						2
800万～900万未満	8				1	2	11
900万～1000万未満	1		2			1	2
1000万～1500万未満	32		1	2		6	42
1500万～2000万未満	4		2	1	1	1	8
2000万～3000万未満	5			1	1	5	14
3000万～4000万未満	3					2	5
4000万～5000万未満	1				1		2
5000万以上	1						1
計	134	2	9	7	8	54	214
比率 (%)	62.6	0.9	4.2	3.3	3.7	25.2	100.0

第4表

問4 資本金分布

資本金階層	会社数 (%)
300万未満	19 (0.09)
300万～400万未満	61 (0.29)
400万～500万未満	7 (0.03)
500万～600万未満	35 (0.16)
600万～700万未満	5 (0.02)
700万～800万未満	2 (0.01)
800万～900万未満	11 (0.05)
900万～1000万未満	2 (0.01)
1000万～1500万未満	42 (0.20)
1500万～2000万未満	8 (0.04)
2000万～3000万未満	14 (0.07)
3000万～4000万未満	5 (0.02)
4000万～5000万未満	2 (0.01)
5000万以上	1 (0.005)
計	214

沖縄県における株式会社および有限会社の法的実態調査（下）（山城・脇阪）

第5表

問5 従業員数

資本金階層	人数 5名 以内	6～10	11～20	21～50	51～ 100	101～ 200	201～ 500	500名 以上	不明	合計
300万未満	5	6	4	1	2				1	19
300万～400万未満	32	15	10	4						61
400万～500万未満	3	3	1							7
500万～600万未満	16	10	6	2	1					35
600万～700万未満	2	3								5
700万～800万未満	1		1							2
800万～900万未満	5	1	3	2						11
900万～1000万未満			1		1					2
1000万～1500万未満	11	12	12	6	1					42
1500万～2000万未満	3	3	2							8
2000万～3000万未満	2	1	8	3						14
3000万～4000万未満		1	3	1						5
4000万～5000万未満		1		1						2
5000万以上			1		0					1
計	80	56	52	20	5				1	214
比率 (%)	37.4	26.2	24.3	9.3	2.3	0.0	0.0	0.0	0.5	100.0

第6-1表

問6 社員数

人数 資本金階層	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10~20	20以上	不明	合計
300万未満	5	8	1	3					1		1			19
300万~400万未満	15	24	7	4	2				1	1		7		61
300万未満	1	2	2	1								1		7
500万~600万未満	3	11	6	6	1	1			1	1		5		35
600万~700万未満		2		1						1		1		5
700万~800万未満				1	1									2
800万~900万未満	1	2	3	4								1		11
900万~1000万未満		1	1											2
1000万~1500万未満	5	12	10	6	2	1				1	1	4		42
1500万~2000万未満	1	3	2	1				1						8
2000万~3000万未満	1	4	3		1				1			4		14
3000万~4000万未満	1		1	1		1						1		5
4000万~5000万未満				1	1									2
5000万以上						1								1
計	33	69	36	29	8	4	1	3	5	1	24	1	0	214
比率 (%)	15.4	32.2	16.8	13.6	3.7	1.9	0.5	1.4	2.3	0.5	11.2	0.5	0.0	100.0

沖縄県における株式会社および有限会社の法的実態調査（下）（山城・脇阪）

第6－2表

法人社員の割合

% 資本金階層\	0	1~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~89	90~99	100	不明	合計
300万未満	7	12												19
300万～400万未満	31	29											1	61
400万～500万未満	3	4												7
500万～600万未満	15	19											1	35
600万～700万未満	2	3												5
700万～800万未満	1	1												2
800万～900万未満	5	6												11
900万～1000万未満	2													2
1000万～1500万未満	11	30											1	42
1500万～2000万未満	3	5												8
2000万～3000万未満	6	6											2	14
3000万～4000万未満	1	4												5
4000万～5000万未満		2												2
5000万以上		1												1
計	87	122	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	214
比率 (%)	40.7	57.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	100.0

第7表

問7 名義上の株主

資本金階層	い る	い ない	不 明	合 計
300万未満	7	10	2	19
300万～400万未満	12	43	6	61
400万～500万未満	4	3		7
500万～600万未満	5	30		35
600万～700万未満	1	4		5
700万～800万未満	1	1		2
800万～900万未満	1	10		11
900万～1000万未満		2		2
1000万～1500万未満	10	32		42
1500万～2000万未満	3	4	1	8
2000万～3000万未満	1	12	1	14
3000万～4000万未満		5		5
4000万～5000万未満		2		2
5000万以上			1	1
計	45	158	11	214
比率 (%)	21.0	73.8	5.1	100.0

沖縄県における株式会社および有限会社の法的実態調査（下）（山城・脇阪）

第8－1表

問8 社長の持分所有割合

% 資本金階層\	0	1~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~89	90~99	100	不明	合計
300万未満	1						3	2	2	3	3	5		19
300万~400万未満	2	1	1	1		1	10	10	5	4	6	17	3	61
400万~500万未満			1		1		3	1				1		7
500万~600万未満	1			1	5	2	4	4	3	5	4	4	2	35
600万~700万未満					1		1	2	1					5
700万~800万未満				2										2
800万~900万未満	1		1	1		1	1	3	1	1		1		11
900万~1000万未満						0	1		1			0		2
1000万~1500万未満	2			2		2	9	5	6	6	2	8		42
1500万~2000万未満			1		1	2		1	1	1		1		8
2000万~3000万未満	1	1	1	1	2		2	2		1	1		2	14
3000万~4000万未満	1		1		1	2								5
4000万~5000万未満							1		1					2
5000万以上									1					1
計	9	2	6	8	11	10	35	30	22	21	16	37	7	214
比率 (%)	4.2	0.9	2.8	3.7	5.1	4.7	16.4	14.0	10.3	9.8	7.5	17.3	3.3	100.0

第8-2表 社長以外の役員の所有割合

% 資本金階層\ △	0	1~9	10~ 19	20~ 29	30~ 39	40~ 49	50~ 59	60~ 69	70~ 79	80~ 89	90~ 99	100	不明	合計	
300万未満	11	1	3		3	1									19
300万~ 400万未満	27	1	9	3	6	6	4			1		1	3	61	
400万~ 500万未満	3					1	3							7	
500万~ 600万未満	13	1	3	3	3	3	1	2	4			2	35		
600万~ 700万未満	1				1	1	1	1						5	
700万~ 800万未満						1				1				2	
800万~ 900万未満	5			1	2			1	2					11	
900万~ 1000万未満		1		1										2	
1000万~ 1500万未満	15	3	3	7	4	3	6			1				42	
1500万~ 2000万未満	3	1	1	1	2									8	
2000万~ 3000万未満	3	2	2	1	1	1	1	1				2	14		
3000万~ 4000万未満	2				1		1			1				5	
4000万~ 5000万未満	1	1												2	
5000万以上			1											1	
計	84	11	22	17	23	17	17	5	7	3	0	1	7	214	
比率 (%)	39.3	5.1	10.3	7.9	10.7	7.9	7.9	2.3	3.3	1.4	0.0	0.5	3.3	100.0	

沖縄県における株式会社および有限会社の法的実態調査（下）（山城・脇阪）

第8－3表

会社の創立者及びその家族の所有割合

% 資本金階層	0	1~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~89	90~99	100	不明	合計
300万未満	12	1	2	2		1						1		19
300万～400万未満	46		3	2	1	2	3					1	3	61
400万～500万未満	6							1						7
500万～600万未満	22	1	3	4	1		1					1	2	35
600万～700万未満	4				1									5
700万～800万未満	2													2
800万～900万未満	8		1			1						1		11
900万～1000万未満	1					1								2
1000万～1500万未満	31	1	1	1	2		3	1				2		42
1500万～2000万未満	5		1		1					1				8
2000万～3000万未満	5	2				1	2			1		1	2	14
3000万～4000万未満	3		1					1						5
4000万～5000万未満	1					1								2
5000万以上	1													1
計	147	5	12	9	6	7	9	3		2		7	7	214
比率 (%)	68.7	2.3	5.6	4.2	2.8	3.3	4.2	1.4	0.0	0.9	0.0	3.3	3.3	100.0

第8-4表 他の会社（銀行などを含む）

% 資本金階層	0	1~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~89	90~99	100	不明	合計
300万未満	19													19
300万~400万未満	56		2									3	61	
400万~500万未満	7													7
500万~600万未満	31				1							1	2	35
600万~700万未満	5													5
700万~800万未満	1					1								2
800万~900万未満	10											1		11
900万~1000万未満	2													2
1000万~1500万未満	41											1		42
1500万~2000万未満	8													8
2000万~3000万未満	10	1	1										2	14
3000万~4000万未満	4											1		5
4000万~5000万未満	1			1										2
5000万以上	1													1
計	196	1	3	1	1	1	0	0	0	0	0	4	7	214
比率 (%)	91.6	0.5	1.4	0.5	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	3.3	100.0

沖縄県における株式会社および有限会社の法的実態調査（下）（山城・脇阪）

第8-5表

従業員

資本金階層	%	0	1~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~89	90~99	100	不明	合計
300万未満	17	1	1												19
300万~400万未満	58													3	61
400万~500万未満	7														7
500万~600万未満	32				1									2	35
600万~700万未満	5														5
700万~800万未満	2														2
800万~900万未満	10				1										11
900万~1000万未満	2														2
1000万~1500万未満	40	1	1												42
1500万~2000万未満	8														8
2000万~3000万未満	10	1	1											2	14
3000万~4000万未満	5														5
4000万~5000万未満	2														2
5000万以上			1												1
計	198	4	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	214
比率 (%)	92.5	1.9	1.4	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	100.0

第8-6表

その他の一般社員

% 資本金階層	0	1~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~89	90~99	100	不明	合計
300万未満	17	1	1											19
300万~400万未満	54		3		1								3	61
400万~500万未満	7													7
500万~600万未満	31	2											2	35
600万~700万未満	5													5
700万~800万未満	2													2
800万~900万未満	11													11
900万~1000万未満	2													2
1000万~1500万未満	42													42
1500万~2000万未満	6				1	1								8
2000万~3000万未満	12												2	14
3000万~4000万未満	4	1												5
4000万~5000万未満	1	1												2
5000万以上	1													1
計	195	5	4	0	2	1	0	0	0	0	0	0	7	214
比率 (%)	91.1	2.3	1.9	0.0	0.9	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	100.0

沖縄県における株式会社および有限会社の法的実態調査（下）（山城・脇阪）

第9表

問9 出資一口の金額

% 資本金階層	5	500	1000	3050	1万	2万	3万 500	5万	6万	10万	20万	25万	100万	不明	その他	合計
300万未満	1		1		4			6					1	5	1	19
300万～ 400万未満			3	1	4			41	1	2		1		8		61
400万～ 500万未満		1			1			5								7
500万～ 600万未満		3	3		9			17		2				1		35
600万～ 700万未満			1					3						1		5
700万～ 800万未満								1							1	2
800万～ 900万未満	1				4			4		1				1		11
900万～ 1000万未満			1					1								2
1000万～ 1500万未満		1	7		15	1		8		2			1	6	1	42
1500万～ 2000万未満			1		4			3								8
2000万～ 3000万未満		1	1		7			3			1			1		14
3000万～ 4000万未満		1						3		1						5
4000万～ 5000万未満					1			1								2
5000万以上								1								1
計	2	7	18	1	49	1	1	96	1	8	1	1	2	23	3	214
比率 (%)	0.9	3.3	8.4	0.5	22.9	0.5	0.5	44.9	0.5	3.7	0.5	0.5	0.9	10.7	1.4	100.0

第10-1表

問10 取締役の員数

人数 資本金階層	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 以上	不明	合計
300万未満	1	8	7		2								1	19
300万～ 400万未満	1	21	26	5	3	1	1	1					2	61
400万～ 500万未満			4	2	1									7
500万～ 600万未満		5	16	8	6									35
600万～ 700万未満		1	3			1								5
700万～ 800万未満					1	1								2
800万～ 900万未満	1		3	5	2									11
900万～ 1000万未満			1	1										2
1000万～ 1500万未満	1	8	16	12	3		1						1	42
1500万～ 2000万未満		1	6	1										8
2000万～ 3000万未満	1	2	5	3	2			1						14
3000万～ 4000万未満				3	1			1						5
4000万～ 5000万未満				1	1									2
5000万以上						1								1
計	5	46	87	41	22	4	2	3	0	0	0	0	4	214
比率 (%)	2.3	21.5	40.7	19.2	10.3	1.9	0.9	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	100.0

沖縄県における株式会社および有限会社の法的実態調査（下）（山城・脇阪）

第10-2表

使用人兼務の取締役の割合

割合(%) 資本金階層	0	1~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~89	90~99	100	不明	合計
300万未満	9	9											1	19
300万~400万未満	37	22											2	61
400万~500万未満	4	3												7
500万~600万未満	18	17												35
600万~700万未満	3	2												5
700万~800万未満		2												2
800万~900万未満	5	6												11
900万~1000万未満	1	1												2
1000万~1500万未満	25	16											1	42
1500万~2000万未満	4	4												8
2000万~3000万未満	8	6												14
3000万~4000万未満	2	3												5
4000万~5000万未満		2												2
5000万以上	1													1
計	117	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	214
比率 (%)	54.7	43.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	100.0

第11表

問11 監査役の存否

資本金階層\存否	置いている	置いていない	不明	合計
300万未満	4	14	1	19
300万～400万未満	7	53	1	61
400万～500万未満	1	6		7
500万～600万未満	7	28		35
600万～700万未満	2	3		5
700万～800万未満	1	1		2
800万～900万未満	5	6		11
900万～1000万未満	1	1		2
1000万～1500万未満	10	30	2	42
1500万～2000万未満	4	4		8
2000万～3000万未満	5	9		14
3000万～4000万未満	1	4		5
4000万～5000万未満	1	1		2
5000万以上		1		1
計	49	161	4	214
比率 (%)	22.9	75.2	1.9	100.0

第12表

問12 代表取締役設置の有無と選任方法

資本金階層\選任方法	定めている			定めていない	不明	合計
	社員総会の決議	定款の規定	不明			
300万未満	4	8	1	5	1	19
300万～400万未満	12	27	6	15	1	61
400万～500万未満	1	4	2			7
500万～600万未満	11	12		11	1	35
600万～700万未満		4		1		5
700万～800万未満		1	1			2
800万～900万未満	5	4		2		11
900万～1000万未満		2				2
1000万～1500万未満	10	17	1	13	1	42
1500万～2000万未満	3	3	2			8
2000万～3000万未満	9	3		2		14
3000万～4000万未満	1	2		1	1	5
4000万～5000万未満	2					2
5000万以上			1			1
計	58	87	14	50	5	214
比率 (%)	27.1	40.7	6.5	23.4	2.3	100.0

沖縄県における株式会社および有限会社の法的実態調査（下）（山城・脇阪）

第13表

問13 共同代表制度の有無

資本金階層	定めている	定めていない	不明	合計
300万未満	1	16	2	19
300万～400万未満	1	59	1	61
400万～500万未満	1	6		7
500万～600万未満	2	33		35
600万～700万未満		5		5
700万～800万未満		2		2
800万～900万未満	1	10		11
900万～1000万未満		2		2
1000万～1500万未満	2	40		42
1500万～2000万未満		8		8
2000万～3000万未満	1	13		14
3000万～4000万未満		4	1	5
4000万～5000万未満		2		2
5000万以上	1			1
計	10	200	4	214
比率 (%)	4.7	93.5	1.9	100.0

第14表

問14 社員総会開催の有無

資本金階層	開催する		開催しない		不明	合計
	定期開催	不定期開催	書面決議	決議なし		
300万未満	3	8	3	3	2	19
300万～400万未満	5	27	11	16	2	61
400万～500万未満	4	2			1	7
500万～600万未満	3	17	8	7		35
600万～700万未満	1	2	1	1		5
700万～800万未満		2				2
800万～900万未満	1	9		1		11
900万～1000万未満			2			2
1000万～1500万未満	5	19	3	13	2	42
1500万～2000万未満	2	4	2			8
2000万～3000万未満	3	8	1	2		14
3000万～4000万未満	2	2		1		5
4000万～5000万未満	1	1				2
5000万以上		1				1
計	30	102	31	44	7	214
比率 (%)	14.0	47.7	14.5	20.6	3.3	100.0

第15表

問15 取締役の選任方法

資本金階層	社員総会	取締役の 協 議	親会社	選任経験 無 し	不 明	合 計
300万未満	2	8		6	3	19
300万～400万未満	9	19	1	29	3	61
400万～500万未満	3	3		1		7
500万～600万未満	7	9	1	18		35
600万～700万未満	2	1		2		5
700万～800万未満				2		2
800万～900万未満	1	8		2		11
900万～1000万未満		1		1		2
1000万～1500万未満	4	19		18	1	42
1500万～2000万未満	4	4				8
2000万～3000万未満	7	5		2		14
3000万～4000万未満	1	2		2		5
4000万～5000万未満	1				1	2
5000万以上		1				1
計	41	80	2	83	8	214
比率 (%)	19.2	37.4	0.9	38.8	3.7	100.0

第16表

問16 過去における社員による社員総会招集の有無

資本金階層	あ る	な い	不 明	合 計
300万未満	2	16	1	19
300万～400万未満	3	57	1	61
400万～500万未満		6	1	7
500万～600万未満	2	33		35
600万～700万未満		5		5
700万～800万未満	1	1		2
800万～900万未満	2	9		11
900万～1000万未満		2		2
1000万～1500万未満	5	36	1	42
1500万～2000万未満	1	7		8
2000万～3000万未満		14		14
3000万～4000万未満		5		5
4000万～5000万未満		2		2
5000万以上		1		1
計	16	194	4	214
比率 (%)	7.5	90.7	1.9	100.0

沖縄県における株式会社および有限会社の法的実態調査（下）（山城・脇阪）

第17表

問17 決算書類の作成者

資本金階層\作成者	従業員	監査役	税理士	公認会計士	その他	不明	合計
300万未満			16	1	2		19
300万～400万未満	6		48	1	5	1	61
400万～500万未満	1		6				7
500万～600万未満	1		26	2	5	1	35
600万～700万未満			4	1			5
700万～800万未満			2				2
800万～900万未満			9	1	1		11
900万～1000万未満			2				2
1000万～1500万未満	3		33	3	3		42
1500万～2000万未満			7			1	8
2000万～3000万未満			11	2	1		14
3000万～4000万未満			2	2	1		5
4000万～5000万未満	1		1				2
5000万以上			1				1
計	12	0	168	13	18	3	214
比率 (%)	5.6	0.0	78.5	6.1	8.4	1.4	100.0

第18表

問18 計算書類・附属明細書・監査報告書の備置

資本金階層	備えている	備えていない	不明	合計
300万未満	14	3	2	19
300万～400万未満	42	14	5	61
400万～500万未満	7			7
500万～600万未満	24	6	5	35
600万～700万未満	4		1	5
700万～800万未満	1	1		2
800万～900万未満	8	2	1	11
900万～1000万未満	2			2
1000万～1500万未満	30	8	4	42
1500万～2000万未満	8			8
2000万～3000万未満	9	3	2	14
3000万～4000万未満	3		2	5
4000万～5000万未満	2			2
5000万以上	1			1
計	155	37	22	214
比率 (%)	72.4	17.3	10.3	100.0

第19表

問19 増資について

資本金階層	あ る				な い	不 明	合 計
	1 回	2 回	3 回	4 回			
300万未満	1		1	1	16		19
300万～400万未満	7	1			52	1	61
400万～500万未満					7		7
500万～600万未満	4	2			28	1	35
600万～700万未満	2				3		5
700万～800万未満					2		2
800万～900万未満	2				8	1	11
900万～1000万未満		1			1		2
1000万～1500万未満	16	1			25		42
1500万～2000万未満	7				1		8
2000万～3000万未満	7	2	2		3		14
3000万～4000万未満	3	1			1		5
4000万～5000万未満			1		1		2
5000万以上	1						1
計	50	8	4	1	148	3	214
比率 (%)	23.4	3.7	1.9	0.5	69.2	1.4	100.0

第20表

問20 法的紛争に対する対策

資本金階層	顧問弁護士	専 門 部 署 の 設 置	特 に な し	不 明	合 計
300万未満	3	1	15		19
300万～400万未満	4		55	2	61
400万～500万未満	1		5	1	7
500万～600万未満	5	1	28	1	35
600万～700万未満	1		4		5
700万～800万未満			2		2
800万～900万未満	3		7	1	11
900万～1000万未満			2		2
1000万～1500万未満	2	1	38	1	42
1500万～2000万未満			8		8
2000万～3000万未満	5		8	1	14
3000万～4000万未満			5		5
4000万～5000万未満	1		1		2
5000万以上	1				1
計	26	3	178	7	214
比率 (%)	12.1	1.4	83.2	3.3	100.0